

**○議案第13号 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案**

**□□□審議経過□□□**

**＝福祉教育委員会委員長報告＝**

御報告申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行規則の改正に伴い、児童扶養手当の支給と同様に所得の制限を設けているひとり親家庭医療費の助成についても、新たに助成の適用を受けようとする者について、前々年の所得を確認する期間を1月から9月までに改めようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。